

市民と市政をつなぐ 小田原市議会議員 しのはら弘



手づくり
市政情報紙

かけはし

発行者 篠原 弘 / 〒250-0858 小田原市小台322-5 / TEL 090-1652-3900 / E-mail shinohara.hiroshi1116@gmail.com

市内の盛り土 総点検

215か所異常なし

今年の7月3日に発生した熱海市の土石流災害を踏まえ、国は全国の自治体に対し「盛土による災害防止に向けた総点検」の実施を要請しました。これを受け小田原市では、10月に市内の点検対象の盛り土215か所の災害危険性等に関する総点検を実施しましたが、全て異常がないことが確認されました。

■開発行為など点検

点検箇所は、2000（平成12）年1月から2021（令和3）年3月までに土砂災害警戒区域や国からデータの提供を受けた盛り土可能性箇所での「開発行為」（161か所）「宅地造成」（24か所）「市土砂等による土地の埋立等に関する条例」による許可を受け工事完了したもの（19か所）*1「大規模盛り土造成地」（11か所）が対象です。

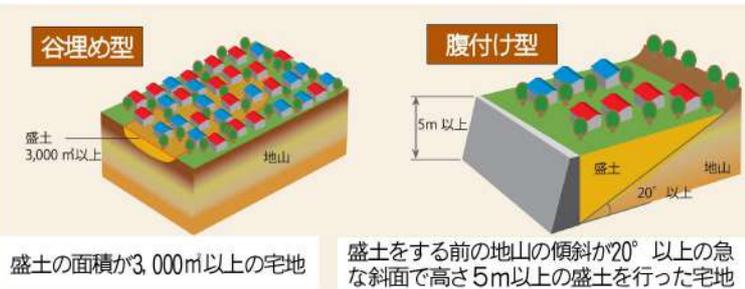
■判定士が目視で確認

点検方法は、宅地が被災した際、二次災害を軽減・防止するために危険度の判定を行う被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員らが目視により確認しました。

■無許可の盛り土1か所

都市計画法と宅地造成等規制法の許可対象となる無許可の盛り土は確認されませんでした。農地

*1大規模盛り土造成地



法と神奈川県土砂の適正処理に関する条例の対象では、無許可の盛り土一件が確認されました。同物件については、市と県が連携し、行為者に対して土砂の搬入停止や流出対策など、応急的な対策を指示し、その実施を確認するとともに、現在、是正措置と農地への復元を指導しています。

第6次小田原市総合計画

新しい基本構想決まる

将来都市像 **世界が憧れるまち小田原**

市では、2022（令和4）年4月にスタートする「第6次小田原市総合計画」の基本構想を取りまとめ、市議会12月定例会に議案として提出し可決されました。同計画は「基本構想」と「実行計画」の2層構造からなり、基本構想をもとに実行計画が策定されます。詳細は後日公表されます。

■市の最上位計画

「総合計画」は、小田原市が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる市の最上位計画で、市政運営全般の2030（令和12）年の姿と、その実現に向けた取組を総合的にまとめています。

■目標 2030年度

「基本構想」は、目標年度である2030年度に目指すべき将来都市像と、その実現に向けたま

ちづくりの目標や推進エンジンなど、市政運営の基本方針を定めています。

■まちづくりの目標

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- まちづくりの推進エンジン
- 行政経営
- 公民連携・若者女性活躍
- デジタルまちづくり

* 「かけはし」は、暮らしに必要な市政の動きをピックアップして、分かりやすくお知らせする市政情報紙です。

◆本情報紙の新聞折込みやポスティングは不定期です。お読みいただける方には郵送させていただきますので、1面の発行者までご連絡ください。(費用は不要です。)

新型コロナウイルスワクチン

3回目接種始まる

原則8か月間隔 医療従事者から

市では、国からの要請に応じ、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種を12月から始めました。対象者は2回目接種を受けた全ての市民の方で、2回目接種を終了した人のうち、8か月以上経過した18歳以上の人が対象です。市は、対象者ごとの接種スケジュール、接種想定人数、接種体制、予約方法を定めました。

コールセンターで予約受付

予約は、コールセンター（TEL050・5526・1151）のほかネットの予約システムで受け付けます。

市では、これまでの接種予約で電話が繋がりにくかったことから、コールセンターの電話回線をこれまでの平日40回線、土日20回線であったものを倍に増設するほか、予約が集中しないよう、接種券を分割して発送することとしています。

前倒し接種拡大へ

政府は、新型コロナウイルスワクチンの3回目



の追加接種について、2回目から原則8か月以上としていた接種間隔を6

か月に短縮し、その対象を医療従事者と高齢者施設などに入所する基礎疾患のある高齢者に拡大する考えを示しています。

また、来年2月以降、基礎疾患がない高齢者を対象に接種間隔を、さらに短縮することも検討しています。（以上、新聞報道などから情報収集）

18歳以上に「モデルナ」接種を承認

厚生労働省は、3回目接種において、2回目までと異なるメーカーのワクチンを使う「交差接種」を進める方針を示していました。12月16日にモデルナのワクチンを、18歳以上に使用することを承認しました。

ただ、使用ワクチンを巡っては、ファイザーの接種を希望する人が、相当数にのぼると予想されています。

小田原競輪 当面継続

赤字の場合は廃止を検討

売り上げ減少による単年度収支赤字や施設全体の老朽化が進んでいる小田原競輪の今後について、市では、庁内検討会議を設置して検討した結果「経営改善策への取り組みと施設改修を計画的に実施することで、一般会計への繰り出しが見込めることから、当面の間、競輪事業を継続する。」との方向性を打ち出しました。また「赤字もしくは赤字が予測される状況となった場合は廃止を検討する。」との、これまでの方針を引き続き堅持することになりました。

存続に必要な施設改修費用 約21億円

15年以内に必要と見込まれる現施設の修繕費用の概算は、必須修繕約7億円、推奨修繕約14億円、

民間包括委託など多様な経営改善へ

競輪開催や施設管理などの業務を一括して委託する「民間包括委託」や「ミッドナイト競輪」「モーニング競輪」「ガールズ競輪」などを実施することで、効果的な経営改善に取り組むこととしています。



1949年開設の小田原競輪場

*「かけはし」は、見えにくい情報や分かりにくい情報も取り上げています。

市立病院に替わる 新病院建設事業

設計・施工者が決定

基本協定 設計業務委託契約 を締結

現在、施設や設備が老朽化している小田原市立病院に替わる新病院の建設事業が進められていますが、*2小田原市病院事業管理者と竹中工務店横浜支店・内藤建築事務所東京事務所とのグループは、建設事業に係る基本協定を11月10日に、設計業務委託契約を同月12日に締結しました。同グループは、新病院建設の設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザルで、優先交渉権者（受託者）に選定されています。

■公募型プロポーザルを実施

新病院は、市立病院を運営しながら建設することから、高度な技術の活用が必要です。

このため、優先交渉権者（設計者と施工者）の選定にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「技術提案・交渉方式」による発注方式とし、*3公募型プロポーザル方式によ



小田原市新病院のイメージ図

る手続が採られました。公募型プロポーザルには、8グループが応募し、専門家などで組織する新病院建設事業者選定委員

会による第1次審査を経て、5社が第2次審査に進みました。

第2次審査では、竹中工務店横浜支店・内藤建築事務所東京事務所が最高得点の評価を得て、優先交渉権者（受託者）に選定されました。

■基本協定と設計業務委託契約を締結

▼基本協定

11月10日に締結した基本協定では、事業スケジュールを遅延させることなく、また、事業費内での建設を確実に進めるため、業務構成と上限契約金額のほか、各業務の完了期限の遵守などを取り決めた。

業務構成と上限契約金額

業務	上限金額(税込)
基本・実施設計業務	5億4560万円
設計意図伝達及び工事監理業務	2億1890万円
施工業務	163億9803万円

した。
▼設計業務委託契約
11月12日に基本設計・実施設計の業務委託契約を締結しました。

*2病院事業管理者

開設者である市長と同等の権限を有する病院事業を経営する特別職で、小田原市では、前小田原市立病院病院長の川口竹男氏が市長から任命されています。

*3公募型プロポーザル

あらかじめ具体的な要件を揭示し、参加者を募るもので、「プロポーザル方式」（企画競争）とは、高度で専門的な技術が要求される業務の発注に使われる形式です。



建築後37年が経過した市立病院

■全体スケジュール

開院予定
2026年
(令和8年) 春



*「かけはし」は「詳細に分かりやすく」を心掛けています。太い文字は情報のポイントです。

◆本情報紙を店舗や事務所などに、配付用として置いてくださる方には、必要部数をお届けいたしますので、1面上段の発行者までご連絡ください。(無料)

耳より情報 市政あれこれ

■10万円の子育て給付金 2回に分け年内に支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、子育て世帯に対し、児童手当の所得制限を超過する世帯を除き、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されます。

小田原市では、対象者に対して12月24日に現金5万円を振込み、残りの5万円は12月27日に振込みます。

支給額	児童1人10万円
対象児童	平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童
支給対象者	(1) 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を本市から受給している方 (2) (1)以外で、対象児童を養育する保護者のうち、2020（令和2）年の所得が、児童手当制度の所得限度額未満である方（申請が必要です。）

■1687種類の押印を廃止



小田原市では、市民の皆さんの負担軽減と利便性向上のため、市役所に提出する申請書などの押印を見直しました。

その結果、2,054ある申請書などの8割にあたる1,687の申請書などが、押印がなくても手続きできるようになりました。（令和3年10月1日現在）

なお、実印を求めている書類（印鑑登録証明書を添付）、保証人など第三者の証明が必要な書類、委任行為に係る書類など170種類は押印が継続されます。

■1/11(火)2022(令和4)年小田原市消防出初式



新年の恒例行事である消防出初式が1月11日(火)に、小田原三の丸ホールとお堀端通りで開催されます。

消防出初式の歴史は、遠く江戸時代初期に発生した大火を契機に定火消（じょうびけし）が置かれ、氣勢をあげたことに始まるといわれています。

日時	令和4年1月11日(火)午前9時20分から正午まで	
場所	小田原三の丸ホール	お堀端通り
内容	・式典（表彰など） ・幼年消防クラブによる演技	・部隊観閲 ・消防車両分列行進 ・はしご乗り

■住民税非課税世帯と家計急変世帯に特別給付金 1世帯当たり10万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に対し、生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金が支給されます。

◆対象と申請方法

基準日(令和3年2月10日)に本市に住民登録がある次の世帯

(1) 令和3年度分住民税非課税世帯

案内が送付されるので、申請期限までに返送

(2) 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯）（基準日：申請日）

申請書に必要書類を添えて期限までに申請、審査有り

■市による盛り土業者へのたたき台提供の真偽

◆12月14日の新聞報道（記事抜粋）

熱海市伊豆山の大規模土石流の起点となった土地で盛り土を行った業者（清算）による小田原市内での別の工事で、市が不適切な施工に関する報告書を求めた際に市職員が「たたき台」を作成して業者に提供したとされる問題で、（中略）市は今年10月に外部からの指摘を受けて職員へのヒアリング調査などを行った。しかし、①ほとんど記録が廃棄され、②文書を作成した当時の職員への聞き取りも行われておらず、③工事場所や検査時期も不明なままという。神奈川新聞社の取材に市は「指摘事項が多数に及んでいたため、口頭でなく文書でまとめることは他の業者でも考えられる。特定業者への忖度ではない」と説明した。（丸数字は便宜上付記）

◆市の主張

市では、この報道の一部（上記①②③）において、取材での回答（以下）と相違があり、市民の誤解を招く恐れがあることを当該新聞社に申し入れました。

◆新聞社の取材に対して市が回答した内容

①部分：書類の保存期間は5年間であることから、当該工事に係る文書は残っていない。

②部分：文書を作成した職員は退職しているため、聞き取りは行ってないが、その当時の上司であった職員への聞き取りは行っている。

③部分：共同通信社から送付された文書は、公文書公開請求により一部公開として情報公開されているが、不動産管理会社が発見したとされる工事箇所等は非公開情報のため、回答できない。